



令和8年2月13日（金） 第10371号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）	2
告 示	
○解除予定保安林（森林保全課）	8
○道路の区域変更（道路管理課）	8
○道路の供用開始（同）	8
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正（会計管理課）	9
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正（同）	9
公 告	
○林業種苗生産事業者の登録（林政課）	11
○都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課）	11
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
落 札	
○落札者等の決定（文化振興課）	12
○同（教育委員会管理課）	12
正 誤	
○令和6年3月29日群馬県病院管理規程第5号（病院局経営戦略課）	13
○令和7年3月28日群馬県病院管理規程第4号（同）	13

■ 規則

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第一号

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則

群馬県旅費支給規則(昭和三十八年群馬県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第四条及び第五条を次のように改める。

(旅行命令等の変更を受けた場合等の旅費)

第四条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十七条、第十九条第一項及び第二十二条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第三条第六項に規定する規則で定めるものは、条例第二十四条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第十条第一項各号、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十三条第一項各号に掲げる各費用について、当該各

条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、及び渡航雑費については、当該各種目について条例第六条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給

する必要があるものとして旅行命令権者が認められた額

(旅費額を失つた場合における旅費)

第五条 条例第三条第七項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第三条第七項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を失つた場合には、その失つたとき以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を失つた場合には、前号に規定する額から失うことを免れた旅費額を差し引いた額

第七条を次のように改める。

第七条 条例第四条第四項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

2 旅行命令簿等は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、住所又は居所、氏名及び職務の級を記載し、又は記録する。

3 旅行命令簿等は備考欄を設け、概算払をする場合にはその旨を、旅行命令等の変更をする場合には旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載し、又は記録する。

4 前各項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、別段の取扱いをすることができる。

第八条を削る。

第九条中「旅行者が」を「旅行者は」に改め、同条を第八条とする。

第十条から第十四条までを削り、第八条の次に次の十八条を加える。

(請求書の記載事項又は記録事項、必要な資料の種類等)

第九条 条例第七条第一項に規定する請求書の記載事項又は記録事項は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第五の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 条例第七条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第六のとおりとする。

3 旅行命令権者及び支出命令者は、旅行者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であることを確認するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、別段の取扱いをすることができる。

(旅費の概算払)

第十条 概算払により旅費の支給を受けようとする旅行者は、その出発の十日前まで

に請求しなければならぬ。
 2 条例第七条第二項に規定する規則で定める期間は、旅行を完了した日の翌日から起算して二週間とする。ただし、やむを得ない事情があると旅行命令権者が認める場合は、この限りでない。

(鉄道賃に係る鉄道)
 第十一条 条例第十条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの
 (船賃に係る船舶)
 第十二条 条例第十一条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの
 (航空賃に係る航空機)
 第十三条 条例第十二条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの
 (特定航空移動等)
 第十四条 条例第十二条第二項第一号に規定する長時間にわたる移動として規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動とする。

2 条例第十二条第二項第一号に規定する著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。
 (その他の交通費)
 第十五条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める額は、一キロメートルにつき二十円とする。

2 条例第十三条第二項の規定により計算した額とする場合に必要な陸路の路程計算は、一般財団法人日本デジタル道路地図協会の作成による地図データベースに基づく電子地図(縮尺五万分の一以上のもので道路上の二点間の距離を道路の形状に沿って測定できるものに限る。)に掲げる路程により行うものとする。ただし、当該方法により路程を計算し難い場合には、これらの規定にかかわらず、地方公共団体の長その他信頼するに足りる者の定めるものにより、路程を計算することができる。

3 条例第十三条第二項の規定による計算は、全路程を通過して行う。
 4 第二十六条の規定により区分を計算する場合には、その区分された路程ごとに前

二項並びに条例第十三条第二項及び第三項の規定を適用して計算する。

(宿泊費基準額等)
 第十六条 条例第十四条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号(内国旅行の場合にあつては、第四号を除く。)のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議、式典その他諸行事において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 知事、副知事、企業管理者、教育長、常勤の監査委員又は群馬県議会の議長、副議長若しくは議員(以下「特別職の職員」という。)の旅行に同行する者が、特別職の職員と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。

三 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

四 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

(宿泊手当の額等)
 第十七条 条例第十六条に規定する宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第十六条に規定する額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第十六条に規定する額の三分の一の額

2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、条例第十六条及び前項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、同条に規定する額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

3 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前二項及び条例第十六条の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)
 第十八条 旧在勤庁から新在勤庁までの路程、旧居住地及び新居住地から旧在勤庁までの各路程又は旧居住地及び新居住地から新在勤庁までの各路程が八キロメートル以内である場合における転居又は移転については、県公舎(次の各号に掲げるものを含む。)への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

一 居住設備のある交番及び駐在所

二 前号に掲げるもののほか、公用の居住施設及びこれに準ずる施設

2 前項の路程は、第十五条第二項に規定する方法により計算するものとする。
 (渡航雑費の細則)

第十九条 条例第二十条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- 一 保険料
- 二 医薬品の購入に係る費用
- 三 携行品の購入に係る費用
- 四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- 五 条例第二十条に規定する費用に類する又は付随する費用
- 六 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして旅行命令権者が任命権者に協議して定める費用

（退職者等の旅費の細則）

第二十条 条例第二十二条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 条例第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
 - イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費
- 三 条例第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
 - イ 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）
 - ロ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
 - ハ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
 - (1) ロの規定に準じた旅費
 - (2) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

二 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

- (1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) イの規定に準じた旅費

2 前項第三号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において条例第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、前項第三号の規定に準じて旅行命令権者が任命権者に協議して定めるものとする。

（遺族等の旅費の細則）

第二十一条 条例第二十三条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 本邦在勤の職員が条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第四号イの規定に準じた旅費
- 三 条例第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- 四 条例第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
 - イ 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五 条例第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から居住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

六 条例第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第一号から第五号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第一項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（給与の種類）

第二十二條 条例第二十五條第二項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給与、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(給与条例第十三條の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び農林漁業普及指導手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第二十三條 旅行者が給与条例第十二條の六に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第二十四條 在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については、住所又は居所。次項において同じ。)又は旅行地(以下この項において「在勤庁等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第二十五條 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第十九條第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(年度経過等による区分)

第二十六條 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表第一中「海」を「海」に改め、同表5級の項及び4級の項中「3級57中給」を「3級50中給」に改め、同表2級の項中「2級13中給」を「2級16中給」に、「2級21中給」を「2級24中給」に改め、同表1級の項中「2級12中給」を「2級15中給」に、「2級20中給」を「2級23中給」に改める。

別表第一の二中「海」を「海」に改める。

別表第三の次に次の三表を加える。

別表第四 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項(請求書)(第九條関係)

区分	記載事項又は記録事項
----	------------

<p>一 次号から第五号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合</p>	<p>請求者の所属、職務の級及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地(宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。)、種目及びその金額 請求年月日</p>
<p>二 条例第三條第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号、第四号若しくは第五項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合</p>	<p>請求者の所属、職務の級及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日</p>
<p>三 条例第三條第二項(第一号及び第四号を除く。)に係る旅費を請求する場合</p>	<p>請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属、職務の級及び氏名(これらについては、請求者が遺族である場合に限る。) 請求者の所属、職務の級及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名(これらについては、請求者が職員である場合に限る。) 請求額 種目及びその金額 請求年月日</p>
<p>四 条例第三條第六項に係る旅費を支給する場合</p>	<p>請求者の所属、職務の級及び氏名(これらについては、請求者が職員である場合に限る。) 請求者の住所、職員との続柄及び氏名(これらについては、請求者が遺族である場合に限る。) 請求者の所属、役職及び氏名(これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。) 請求額 種目及びその金額 請求年月日</p>
<p>五 条例第三條第七項に係る旅費を支給する場合</p>	<p>請求者の所属、職務の級及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日</p>

<p>十二 条例第三条第六項に係る旅費</p>	<p>十一 条例第三条第二項(第一号及び第四号を除く。)に係る旅費</p>	<p>十 渡航雑費</p>	<p>九 家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)</p>	<p>八 着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)</p>	<p>七 転居費</p>	<p>六 包括宿泊費</p>	
<p>同居する家族であることを証明する資料(転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた第一号から前号までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料(遺族が帰住した場合に限る。)</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第十六条各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 条例第十九条第一項第二号イからニまでに規定する許可を証明するに足る資料(同号イからニまでに規定する場合に該当するときに限る。)</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 第十六条各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。) 条例第十九条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料(同号イ又はロに規定する場合に該当するときに限る。) 条例第十九条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料(同項に該当する場合に限る。)</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料</p>	<p>する場合に限る。以下この表において同じ。)</p>

<p>十四 条例第二十二條に規定する旅費</p>	<p>十三 条例第三条第七項に係る旅費</p>	
<p>請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する資料</p>	<p>天災又は第五条第一項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料</p>	<p>費に相当するものを含む場合に限る。)</p>

別記様式第一号から別記様式第七号までを削る。
附 則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字大塩沢字大向1211の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎安中渋川線	北群馬郡榛東村大字新井字堀之内270番の8地先から同郡同村大字同字清水貝戸271番の1地先まで	前	12.1～27.9	76.4
			後	12.1～27.9 6.0～15.7	76.4 111.8

◎群馬県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎安中渋川線	北群馬郡榛東村大字新井字堀之内270番の8地先から同郡同村大字同字清水貝戸271番の1地先まで	令和8年2月16日

◎群馬県告示第36号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和8年2月16日から施行する。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一太

2の項(46)中「事務」の次に「（地域機関等、警察本部及び警察署において行うものを除く。）」を加え、同項(47)中「事務」の次に「（教育委員会事務局管理課において行うものに限る。）」を加える。

5の項(1)中「保管」の次に「並びにキャッシュレス決済による手数料等の収納」を加える。

13の項(1)に次のように加える。

カ 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務（警察本部会計課及び警察本部鑑識課において行うものに限る。）

14の項に次のように加える。

(4) 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務（警察署において行うものに限る。）

◎群馬県告示第37号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和8年2月16日から施行する。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一太

本文中「対し、」の次に「当該機関における」を加える。

表文化財保護課の項の次に次のように加える。

土屋文明記念文学館	分任出納員	土屋文明記念文学館出納員	群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例（平成8年群馬県条例第9号）第6条第1項に規定する観覧料の収納に関する事務
-----------	-------	--------------	---

表保健福祉事務所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	分任出納員	動物愛護センター出納員	群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和63年群馬県条例第30号）第18条第1項に規定する手数料の収納に関する事務
----------	-------	-------------	--

表地域企業支援課の項の次に次のように加える。

計量検定所	分任出納員	計量検定所出納員	群馬県計量検定所手数料条例（平成11年群馬県条例第83号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
群馬産業技術センター	分任出納員	群馬産業技術センター出納員	群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成15年群馬県条例第31号）第8条に規定する使用料及び同条例第9条に規定する手数料の収納に関する事務

表教育委員会事務局管理課の項の次に次のように加える。

県立学校	分任出納員	群馬県立学校出納員	1 群馬県立学校の入学料等に関する条例（昭和23年群馬県条例第18号）第2条第1項に規定する受検料及び同条例第3条の2第1項に規定する入学料の収納に関する事務 2 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
ぐんま天文台	分任出納員	ぐんま天文台出納員	群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例（平成11年群馬県条例第9号）第6条第1項に規定する観覧料の収納に関する事務
生涯学習センター	分任出納員	生涯学習センター出納員	群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年群馬県条例第5号）第8条第3項に規定する観覧料の収納に関する事務

表警察本部会計課の項委任事務の欄を次のように改める。

- 1 遺失物法（平成18年法律第73号）第37条第1項に規定する県に所有権が帰属した拾得物件の処分に係る現金の収納に関する事務
- 2 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年群馬県条例第7号）第13条に規定する手数料の収納に関する事務
- 3 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務

表警察本部生活安全企画課の項の次に次のように加える。

警察本部鑑識課	分任出納員	警察本部会計課会計課長である出納員	証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
---------	-------	-------------------	-----------------------------

表警察署の項委任事務の欄を次のように改める。

- 1 違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者又は使用者等が納付すべき負担金及びその負担金に係る徴収金（以下「負担金等」という。）の滞納処分のために出張した場合における負担金等の収納に関する事務
- 2 県税の滞納処分の例により行う負担金等の滞納処分の公売保証金及び買受代金に係る現金の出納及び保管に関する事務
- 3 県税の滞納処分の例により行う負担金等の滞納処分の公売保証金及び買受代金に係る歳計外現金の出納及び保管に関する事務
- 4 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務

■ 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行ったので、同法第16条の規定により公告する。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	氏名又は名称	住 所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地	登 録 年 月 日
79	小池 剛	前橋市青梨子町1090-3	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	住所に同じ	令和8年1月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画下水道（玉村公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画下水道 玉村公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び玉村町上下水道課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年2月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清 明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,368
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296,050
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,112
甘楽郡	5,791

吾妻郡	14,118
利根郡	8,537
佐波郡	9,780
邑楽郡	26,044
前橋市	90,963
高崎市	101,989
桐生市	28,829
伊勢崎市	55,468
太田市	58,372
沼田市	12,300
館林市	20,121
渋川市	20,542
藤岡市・多野郡	18,202
富岡市	12,664
安中市	15,412
みどり市	13,562

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月13日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気 年間予定使用電力量 4,463,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県地域創生部文化振興課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社タケエイでんき 東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階
- 5 落札金額 93,916,626円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月19日

次のとおり落札者を決定した。

令和8年2月13日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 4,923（ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部群馬支社LA営業部 群馬県前橋市古市町1丁目50-22
- 5 落札金額 43,149,110円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年12月19日

■ 正 誤

○病院管理規程正誤

令和6年3月29日群馬県病院管理規程第5号（群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第14号	3	上欄	21	勤働手当基礎額に百分の百 11・五を乗じて得た額に	勤働手当基礎額に

○病院管理規程正誤

令和7年3月28日群馬県病院管理規程第4号（群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10285号	64	上欄	21 ～ 22	第十四条の二第三項中「百 分の百11・五」を「百分の 百五」に改め、同条第五項 第一号中	第十四条の二第五項第一号中

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111